

「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」開催要綱

1 背景・目的

総務省では、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、放送事業者と番組製作会社との間の適正な製作取引を推進している。これまで、総務省においては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を策定・改正し、その周知・啓発に努めてきたほか、ガイドラインのフォローアップ調査や講習会等を実施してきた。また、民間の取組として、放送事業者及び番組製作会社等から構成される「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が設置され、テキストの作成や下請法管理ツールの配布が行われるなど、官民双方における取組が進展している。

一方、「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)では、放送コンテンツの製作現場の更なる環境改善のため、総務省において、実態調査の実施、ガイドラインの見直しのほか新たな取引ルールの策定、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備の必要性の検討等に取組むこととされている。また、情報通信審議会最終答申「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について」(平成30年8月23日)においても、ガイドラインの見直しや外部有識者から構成される体制の整備などについて提言されている。

こうした状況を踏まえ、放送コンテンツの適正な製作取引を一層推進するため、標記会議を開催する。

2 名称

本会議は、「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」と称する。

3 検討事項

- (1) 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」のフォローアップ調査結果に対する評価・分析及び次回調査内容に係る助言
- (2) 総務省による取引実態調査(ヒアリング調査)の結果に対する評価・分析
- (3) 「放送コンテンツ適正取引推進協議会」における推進計画の自己点検等に係る連携
- (4) 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しをはじめ、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進するために講ずべき措置

4 構成及び運営

- (1) 本会議の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本会議には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本会議を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会議を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、本会議の下にワーキンググループを開催することができ

る。

- (6) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (7) その他、本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 その他

本会議の庶務は、総務省情報流通行政局情報通信作品振興課がこれを行うものとする。

(別紙)

「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」構成員等
(敬称略、五十音順)

[構成員]

石岡 克俊 慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授

上杉 達也 パートナー弁護士 (TH総合法律事務所)

内山 隆 青山学院大学 総合文化政策学部 教授

音 好宏 上智大学 文学部 教授

小塚 荘一郎 学習院大学 法学部 教授

酒井 麻千子 東京大学大学院 情報学環 准教授

(座長代理) 新美 育文 明治大学 名誉教授

長谷河 亜希子 弘前大学 人文社会科学部 准教授

林 秀弥 名古屋大学大学院 法学研究科 教授

(座長) 舟田 正之 立教大学 法学部 名誉教授

[オブザーバ]

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課

中小企業庁事業環境部取引課

放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局

((一社)全日本テレビ番組製作社連盟及び(一社)日本民間放送連盟)